

第 3 章 東京消防庁における 住宅防火対策

第3章 東京消防庁における住宅防火対策

第1節 近年までの主な検討

東京消防庁では、平成4年12月、学識経験者、地域住民の代表者等から広く意見を求め、関係行政機関、関係団体・業界等が連携を図り、住宅防火対策を総合的に推進するため、当庁規程に基づく東京都住宅防火対策推進協議会を設置した。近年の本協議会で行われた住宅防火対策の概要について以下に示す。

1 テーマ「住宅火災における高齢者の被害低減対策について」

平成26年度から27年度に検討された本テーマでは、総合的な防火防災診断の推進、幼児期から社会人に至るまでの総合防災教育の推進、防災品や消火器等の住宅用防災機器類の普及促進や火災から高齢者を守るための広報が有効であると提言された。

2 テーマ「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

平成28年度に検討された本テーマでは、火災が発生した場合には隣近所による応援が住宅火災に係る被害低減につながることから、お互いに顔の見える地域の隣保共助体制の充実、119番通報訓練の推進、住宅用火災警報器の設置促進、住宅用火災警報器の鳴動を外部へ周知する機能及びアプリの機器開発並びに多様な通報手段による消防機関への通報制度についての検討が提言された。

3 テーマ「住宅火災による要配慮者の被害低減に向けた「総合的な防火防災診断」の在り方について」

平成29年度から平成30年度に検討された本テーマでは、住宅火災による死者の発生要因を解析することで、真に診断が必要な対象者の要素を示し、対象者の効率的な抽出、地域特性や管内情勢に応じた新たな診断実施体制の策定、診断する消防職員の能力を高める等、より効果的に総合的な防火防災診断を推進していく必要性等が提言された。

4 テーマ「住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理方策について」

平成31年度から令和2年度に検討された本テーマでは、住宅用火災警報器の設置後10年での交換の促進、住宅用火災警報器未設置住宅への設置の促進による未設置住宅の解消、町会や地域のスポーツ・文化サークル、学校、会社等様々な団体による住宅用火災警報器の団体購入の促進等が提言された。

5 火災予防審議会における過去の取組

東京都住宅防火対策推進協議会以外に、火災予防審議会においても過去に住宅防火対策について審議・検討を行っている。昭和 60 年 5 月から昭和 62 年 3 月の間にテーマ「住宅・共同住宅における火災危険の解明と人命安全対策について」及び平成 13 年 7 月から平成 15 年 3 月の間にテーマ「住宅・共同住宅の実効性ある防火安全対策の推進について」それぞれを審議・検討した。

第 2 節 現在の対応

当庁が、東京都住宅防火対策推進協議会の提言に基づき実施している住宅防火対策及び従前から実践している住宅防火対策について事例を挙げる。

1 当庁の要配慮者[※]へ向けた住宅防火対策の推進内容

(※火災、震災その他災害への対応力が弱く、防災上の支援及び配慮を必要とする 65 歳以上の者又は障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条の障害者をいう。)

(1) 総合的な防火防災診断の実施

春秋の火災予防運動週間等に一般家庭を訪問し、火災予防等と呼びかけてきた防火防災診断とは別に、総合的な防火防災診断では、要配慮者等の家を、本人の了解を得た上で戸別に訪問することで、火災、地震、生活事故等に対する様々な危険要素や個々の生活実態を総合的かつ客観的に診断し、居住環境の安全対策の推進を図っている。

当庁単独で実施するのではなく、区市町村の福祉・防災関係部局、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員、障害者支援センター、町会自治会、電気・ガス事業者などの協力関係機関と地域の特性に応じた方策で連携を図りながら進めている（表 3-2-1）。

協力関係機関等の日常業務の中で、診断の対象となる世帯の抽出や、診断への同行等、防火防災上の観点から特に実施が望まれる要配慮者等を効率的に抽出できる仕組みづくりや、関係機関等と連携した診断の実施が重要になる。診断結果は、必要に応じて、協力関係機関等と情報共有し、継続した見守り活動の実施や、各種行政サービスの提供に繋げている。自治体により、実施事業や対象者が異なるため協議の上、進めている（実施事業例：住宅火災直接通報、日常生活用具等の給付事業で「電磁調理器」・「防災品」、住宅用火災警報器設置補助事業、見守りネットワーク等）。

(2) 要配慮者対応を取り入れた訓練の促進

自助、共助の視点から、要配慮者本人及びその支援者の防災行動力の向上並びに地域における要配慮者への対応力の向上を目的として、地域の実情に応じた訓練の促進を図る。

(3) 地域協力体制づくりの推進

地域が一体となった要配慮者の安全対策を推進するために、署住宅防火防

災対策推進協議会（地域や協力関係機関との連携を図り、総合的な住宅防火対策等を推進するため、消防署長を会長とし、地域住民の代表者、協力関係機関等で構成された協議会を各消防署に設置し、要配慮者特に避難行動要支援者の情報収集と活用、住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の設置促進、放火火災予防対策の推進等、住民と密着した諸施策を検討する。）などの積極的な運営を通じて、協力関係機関との連携を緊密にし、効果的に施策を推進できる体制を確立する。

また、区市町村等で実施する福祉対策や防災対策と連携して、地域の町会・自治会等における避難行動要支援者等への協力体制づくりを推進する。

(4) 要配慮者情報の共有化及び有効活用の推進

区市町村の保有する要配慮者情報の共有化を推進するとともに、収集した情報の効率的な管理と有効活用を実施する。

(5) 要配慮者が利用しやすい防火防災情報の発信

防火防災に関する情報は、要配慮者のそれぞれの障害内容に応じた形での発信を行うなど、要配慮者が利用しやすいように配慮し、的確に情報を伝える。また、要配慮者と消防機関とのコミュニケーションを積極的に推進する。

表 3-2-1 一般的な防火防災診断と総合的な防火防災診断との違い

名 称	防火防災診断	総合的な防火防災診断
対 象 世 帯	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一般世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要配慮者の世帯、その他必要な世帯
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防火防災に係る意識啓発 ➢ 住民自らによる住居の自己診断の促進 ➢ 防火防災に係る情報の提供、アドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防火防災に係る意識啓発 ➢ 消防職員及び協力関係機関による住居の総合的な安全性の診断 ➢ 個々の生活実態に応じた、防火防災指導、アドバイス、即時改善
実 施 要 領	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 玄関口の戸別訪問 ➢ 各種リーフレット、資料等を活用した口頭指導、助言 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住居内への立入りを前提とした戸別訪問 ➢ 「総合的な防火防災診断シート」を活用した客観的な危険個所の確認 ➢ 「結果のお知らせ」を活用した改善指導・助言 ➢ 可能な範囲での即時改善作業※ ➢ 対象世帯の危険性を、「危険度判定手法」により客観的に評価をし、診断結果を有効活用
実 施 時 期	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災週間、火災予防運動期間等、時期を捉えた集中的な実施 ➢ その他必要な時期 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 通年（診断実施希望や協力関係機関等からの要請により実施） ➢ 時期を捉えた集中的な実施
実 施 者	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消防職員 ➢ 消防団員、町会自治会等の関係機関 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 消防職員 ➢ 地域包括支援センター、民生児童委員、電気ガス事業者、町会自治会等の協力関係機関

※即時改善作業：住警器や簡単な家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置作業、コンセント・電気プラグ周りのほこり除去、ガスコンロ周りの整理・清掃作業、簡易的な家具類の移動・配置替え作業、電気コード配線の改善作業 等

2 要配慮者からの早期通報受信体制の充実

要配慮者を対象とした通報制度は次の通りである。

(1) 住宅火災直接通報

お年寄りや身体の不自由な方がお住まいの住宅で火災が発生したときに、住宅用火災警報器により火災を発見し、専用通報機から自動的に東京消防庁へ通報されるものである（図 3-2-1）。

利用できるのは、おおむね 65 歳以上の一人暮らし又はお年寄りどうしの世帯の方で、心身機能の低下や居住環境などから、防火的配慮が必要な方。または、18 歳以上の身体障害や知的障害をお持ちの方で、障害の程度が重く、緊急時の対応が困難な方となっている。

利用の申請は、各区市町村の高齢者又は障害者の担当窓口となっているが、区市町村によっては実施していない場合がある。

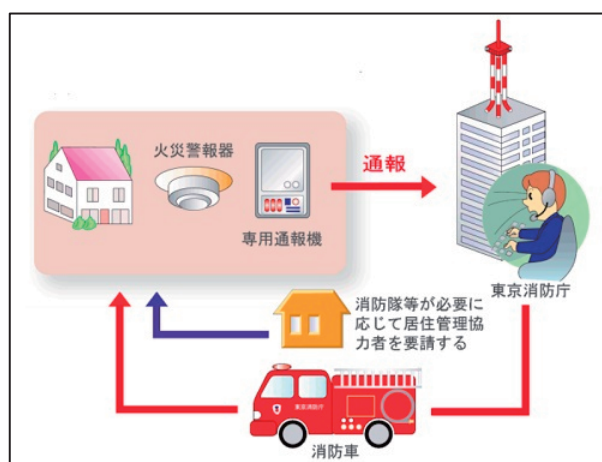


図 3-2-1 住宅火災直接通報の概略図

(2) 住宅火災代理通報

住宅で火災が発生し、住宅用火災警報器等が作動すると、その信号を契約している警備会社等の代理通報事業者の受信センターが受信し、119 番通報するとともに、現場派遣員が駆け付けるものである（図 3-2-2）（令和 2 年 4 月 1 日施行）。

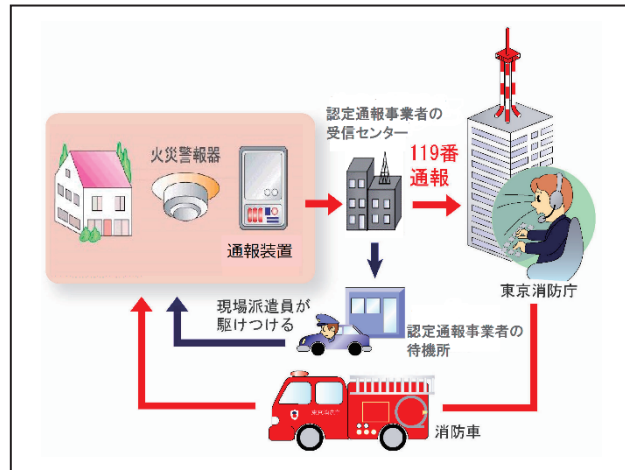


図 3-2-2 住宅火災代理通報の概略図

(3) 救急直接通報

救急直接通報は、高齢者や障害者の方などが、急病等の時に、ペンダントを押して東京消防庁へ通報するものである。

また、あらかじめ区市町村が指定した近隣者等の協力員は、東京消防庁からの連絡を受け、利用者宅に駆けつけることになっている（図 3-2-3）。

利用できるのは、おおむね 65 歳以上の一人暮らし又はお年寄りどうしの世帯の方で、慢性的な病気があり、日常生活を営む上で常に注意を必要とする方、または、18 歳以上の一人暮らしなどの状況で、重度の身体障害者又は難病患者などである。

各区市町村の高齢者又は障害者の担当窓口への利用の申請が必要となるが、区市町村によっては実施していない場合がある。

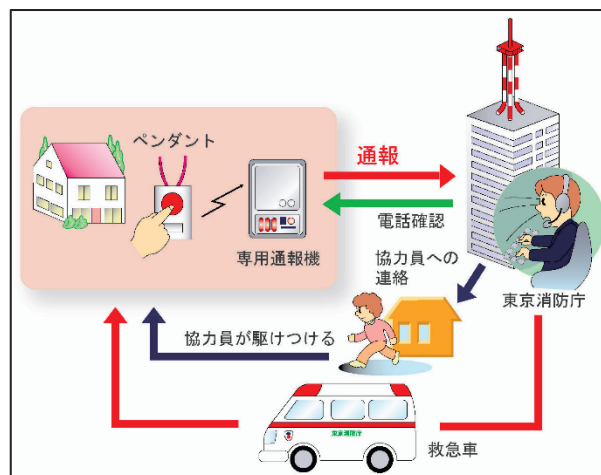


図 3-2-3 救急直接通報システムの概略図

(3) 救急代理通報

本人や家族が急病等のときにペンダントを押すと、その信号を契約している事業者の受信センターが受信し、119番通報するとともに、現場派遣員が駆け付けるものである（図 3-2-4）。

救急直接通報を行っている区市町村のうち、一部の市区町村では登録要件とされる協力員の確保が困難な場合等への対応として、警備会社等の代理通報事業者が行う代理通報制度を採用している。この事業の実施については、区市町村の判断によって行われていることから、全ての区市町村が採用しているものではない。

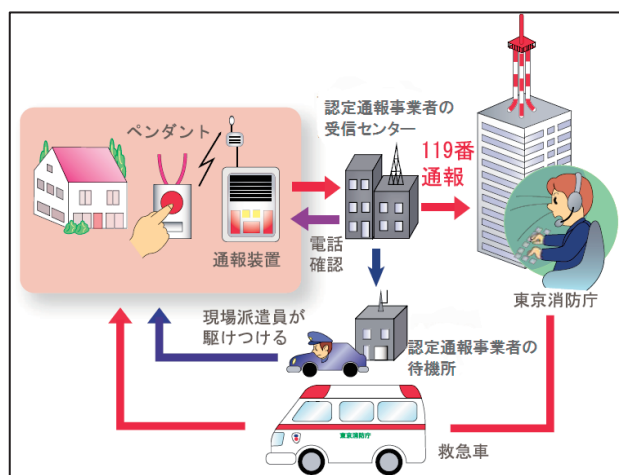


図 3-2-4 救急代理通報の概略図

(5) そのほかの通報制度

ア 119番ファクシミリ通報

119番ファクシミリ通報は、ファクシミリから「119」をダイヤルし、送信することで緊急通報を行うものである。利用対象者に制約はなく、事前登録も不要である。

イ 緊急ネット通報

音声（肉声）による119番通報が困難な聴覚障害者等が緊急通報を行う補助手段として、携帯電話及びスマートフォンからウェブ機能を利用して東京消防庁に緊急通報（火災や救急などの通報）を行い、消防車や救急車の要請ができるもの。東京消防庁管内（東京都のうち、稲城市及び島しょ地区を除く地域）に在住、又は在勤・在学している聴覚または言語・音声等に機能障害がある方が対象。利用には事前の登録が必要である。

3 総合防災教育の推進

地震、火災及び都民生活において生ずる事故に関する教育を総合防災教育と位置付け、幼児期から大学生までの防火防災教育体系を明確にするとともに、発達の段階に応じた到達目標を示し、推進している（図 3-2-5）。

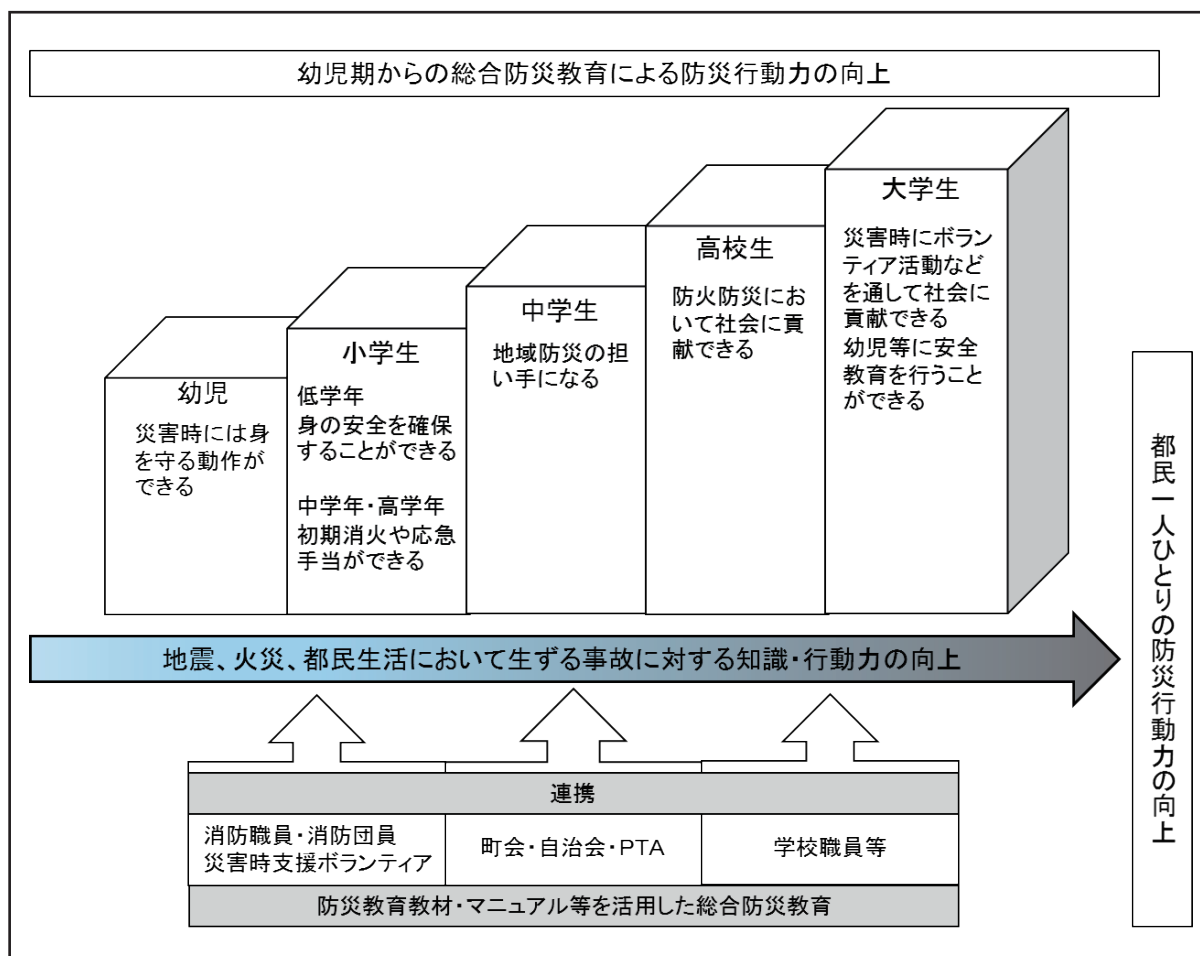


図 3-2-5 総合防災教育のイメージ図

4 署住宅防火防災対策推進協議会の設置

地域や関係行政機関との連携を図り、総合的な住宅防火対策等を推進するため、消防署長を会長とし、地域住民の代表者、関係行政機関等で構成された協議会を各消防署に設置し、要配慮者特に避難行動要支援者の情報収集と活用、住宅用火災警報器をはじめとする住宅用防災機器等の設置促進、放火火災予防対策の推進等、住民と密着した諸施策を検討している。

5 住宅内の機器類に関する対策の推進

平成 16 年、新築住宅に、平成 22 年、既存住宅に、設置が義務化された住宅用火災警報器の設置の推進の他、住宅内で使用する火災の予防や抑制に効果のある次の住宅用防災機器類について周知、推奨している。

- ・ 安全装置付きのガスコンロや IH(Induction Heating)コンロの使用
- ・ 安全装置付きの石油ストーブの使用
- ・ 感震装置付きの配線器具の使用
- ・ 住宅用消火器、エアゾール式簡易消火器具等の設置
- ・ 防災性を有する商品の使用

第3節 取組の効果

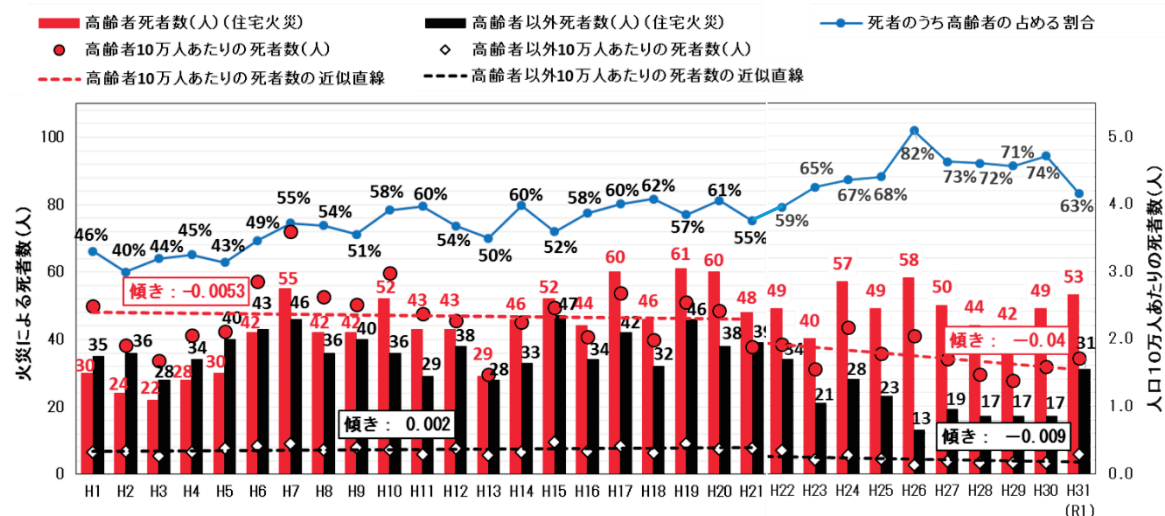


図 3-3-1 住宅火災による死者数等の推移

図 3-3-1 に示す住宅火災による死者数等の推移は、平成元年から平成 31 年までの間の東京消防庁管内で発生した住宅火災による死者数(高齢者及び高齢者以外別)を棒グラフで、人口 10 万人あたりの死者数(高齢者及び高齢者以外別)をプロットで、人口 10 万人あたりの死者数の近似直線(高齢者及び高齢者以外別)を破線で、住宅火災による死者の高齢者に占める割合を折れ線グラフでそれぞれ表したものである。

人口 10 万人あたりの死者数は、住宅火災で発生した各年の死者数と該当する年の人口データから算出したものである。

人口 10 万人あたりの死者数の近似直線は、平成 22 年の前と後で別に導出したものであり、別にした理由は後述する。

住宅火災による死者数は、平成 19 年(2007 年)をピークとし、年ごとの差異はあるものの平成 29 年までは減少傾向が見られたが、平成 30 年及び 31 年と増加に転じている。

また、住宅火災による死者に高齢者の占める割合は、第 2 章で述べたとおり、高齢化率の上昇に伴う形で増加傾向にあることが読み取れる。

人口 10 万人あたりの死者数は各年で増減が見られるが、近似直線で見ると、平成全体で減少傾向にある他、平成 22 年(2010 年)の前に比べ後では減少傾向が大きくなっている。

1 住宅防火対策の効果

平成の 30 年間を通じ、高齢化率が上昇している中、人口 10 万人あたりの死者数は減少傾向にあることから、東京消防庁が長年にわたり推進してきた各種の住宅防火対策に一定の効果があったものと推察できる。

2 平成 22 年の転機

図 3-3-2 に示す住宅用火災警報器等の設置率の推移を見ると、平成 22 年を境に設置率が大きく上昇している。これは、平成 18 年 3 月の火災予防条例改正により既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化され、設置猶予期間として設定された平成 22 年 4 月の経過措置が終了することを機に、東京消防庁が、町会・自治会等地域社会と連携して設置促進に取り組んだ結果である。この住宅用火災警報器の設置率上昇に合わせて、図 3-3-1 に見る人口 10 万人あたりの死者数の減少傾向も大きくなっており、住宅用火災警報器が住宅火災による死者発生の低減の要因の一つとして効果を発揮していることが推察できる。

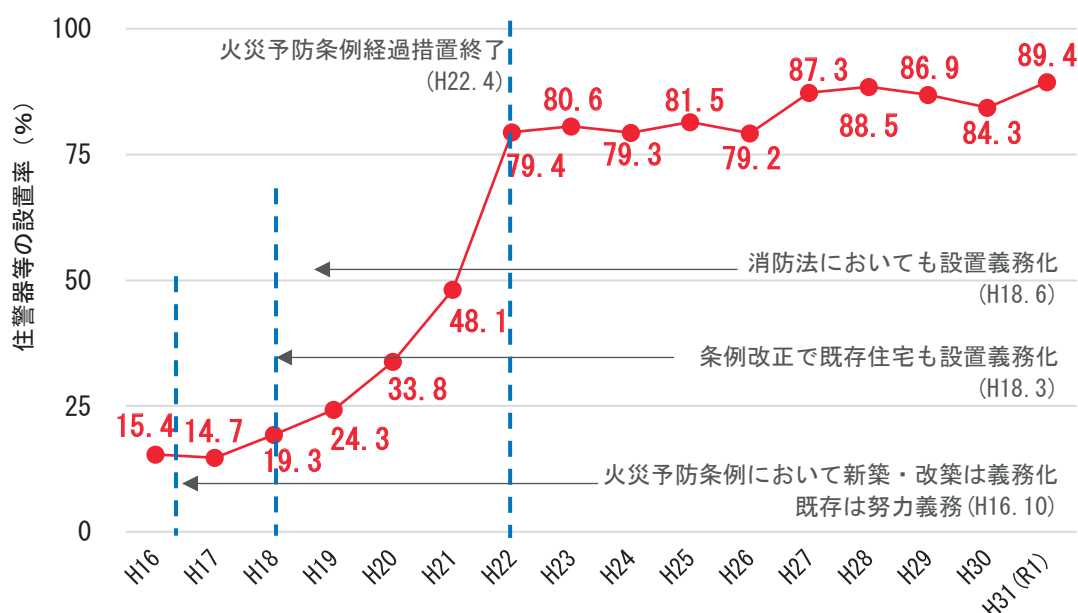


図 3-3-2 住宅用火災警報器等の設置率推移

3 住宅火災による死者数等の推移予測

住宅用火災警報器の効果は前述のとおりであるが、住宅用火災警報器は経年による電子部品の劣化や電池切れなどにより火災を感知しなくなることがあることから、定期的な点検を行い、設置から 10 年を経過したものは本体の交換を推奨している。そのため、住宅用火災警報器の適切な点検や交換が行われない場合、設置されてはいるものの火災を有効に感知できない住宅用火災警報器が増え、実質上の設置率が下がることと同じことになり、住宅火災による被害が増えるおそれがある。

平成 22 年 4 月に設置義務化の経過措置が終了した一方、住宅用火災警報器をそれ以前から設置していた住宅も多数ある(図 3-3-2)。このことから、既に故障や電池切れのものが設置されている可能性がある。

そこで、住宅用火災警報器の機能維持や交換促進の効果を推定するために、住宅用火災警報器の交換が順調に行われた場合と住宅用火災警報器の交換が進まなかった場合、それぞれの場合を想定して住宅火災で発生する死者数の予測を試みた。

予測方法として、人口 10 万人当たりの死者数に着目し、住宅用火災警報器の交換が順調に行われた場合は近似直線の延長から得られる人口 10 万人あたりの死者数をもとに予測値とし、交換が進まなかった場合は住宅用火災警報器の義務化経過措置期限の前の平成 20 年から 22 年の人口 10 万人あたりの死者数の平均値を、東京都の人口予測の値（表 3-3-1）を用いて、住宅火災で発生する死者数として算出した。

住宅用火災警報器の交換が順調に行われた場合には、5 年後、10 年後、20 年後と高齢者人口の増加が予測されている中、いずれも 10 万人あたりの死者数は減少し、20 年後は 50 人という結果であった（図 3-3-3）。

一方で、交換が進まなかった場合には、20 年後の高齢者 10 万人あたりの死者数は 114 人と交換が順調に進んだ場合の 50 人と比べて 2 倍以上に増加することが推定された（図 3-3-4）。

今回の予測では、住宅火災による死者の抑制効果を住宅用火災警報器に限定し、かつ交換が一切進まなかったと仮定した上でのものであり、十分な精査が必要であるが、住宅用火災警報器の適切な維持管理及び 10 年経過したものの交換促進の重要性が分かる。

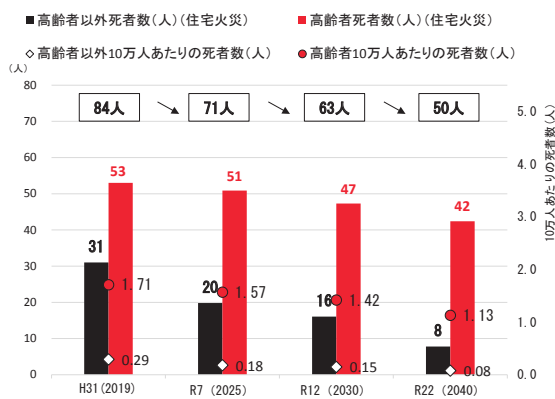


図 3-3-3 交換が進んだ場合
(予測 1) (設置率上昇)

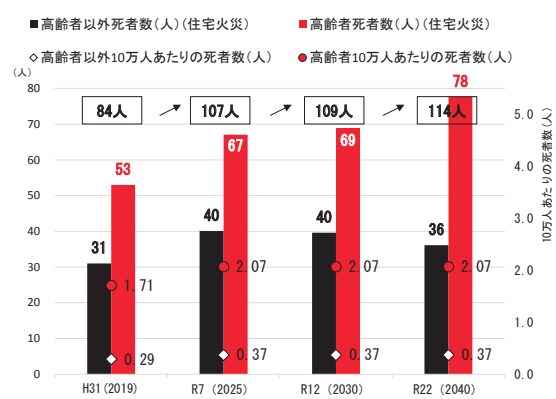


図 3-3-4 交換が進まなかった場合
(予測 2) (設置率減少)

表 3-3-1 東京都の人口予測

年齢	2020年(令和2年)		2025年		2030年		2040年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0～4	270	260	258	249	242	234	219	213
5～9	269	259	263	253	253	244	227	221
10～14	263	251	269	260	260	251	236	228
15～19	290	278	296	284	296	287	266	256
20～24	401	382	390	373	383	366	333	324
25～29	442	433	450	435	431	416	391	383
30～34	473	464	458	453	467	455	422	411
35～39	518	496	475	469	459	457	442	432
40～44	549	531	514	500	469	469	463	458
45～49	612	596	556	540	516	504	452	457
50～54	548	519	610	595	550	536	462	466
55～59	459	432	531	508	591	583	493	489
60～64	360	352	432	417	498	489	503	509
65～69	350	361	336	344	402	405	519	545
70～74	384	432	319	350	305	330	420	455
75～79	286	370	331	409	276	331	312	364
80～84	198	299	221	329	258	365	204	276
85～89	115	215	125	232	136	249	123	208
90歳以上	50	144	65	179	73	200	90	231

※東京都総務局統計部 東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測（平成30年3月）

単位（千人）